

調査・設計等分野における総合評価落札方式の履行確実性評価の効果について

(財)国土技術研究センター 正会員 ○小宮 朋弓
 国土交通省大臣官房技術調査課 榊 陽一
 前 国土技術政策総合研究所 正会員 笛田 俊治
 国土技術政策総合研究所 正会員 森田 康夫
 国土技術政策総合研究所 正会員 大橋 幸子
 国土技術政策総合研究所 深澤 竜介

1. はじめに

国土交通省では、平成 20 年度から、調査・設計等分野において総合評価落札方式を本格運用している。平成 22 年度中には、調査・設計等分野のさらなる品質確保を目指し、技術提案の確実な履行の確保のための「履行確実性評価」を導入した。導入の背景には、総合評価落札方式による調達においても、価格競争による調達より発生率は低いものの低入札落札が発生しており、成果品の品質の確実な確保への懸念が生じていること等があげられる。本稿は、この履行確実性評価の導入効果について分析した。

2. 分析方法と結果

(1) 低入札落札の時系列分析

低入札落札の時系列での傾向を分析するため、土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務の3業種（発注者支援等業務・空港・港湾を除く）について、平成 20 年 4 月から平成 22 年 12 月の間に契約した予定価格 1000 万円以上の業務の低入札落札件数及び低入札落札発生率（落札者のうち低入札落札者の割合）を、総合評価落札方式と価格競争の別で月ごとに整理した。結果を図 1 に示す。

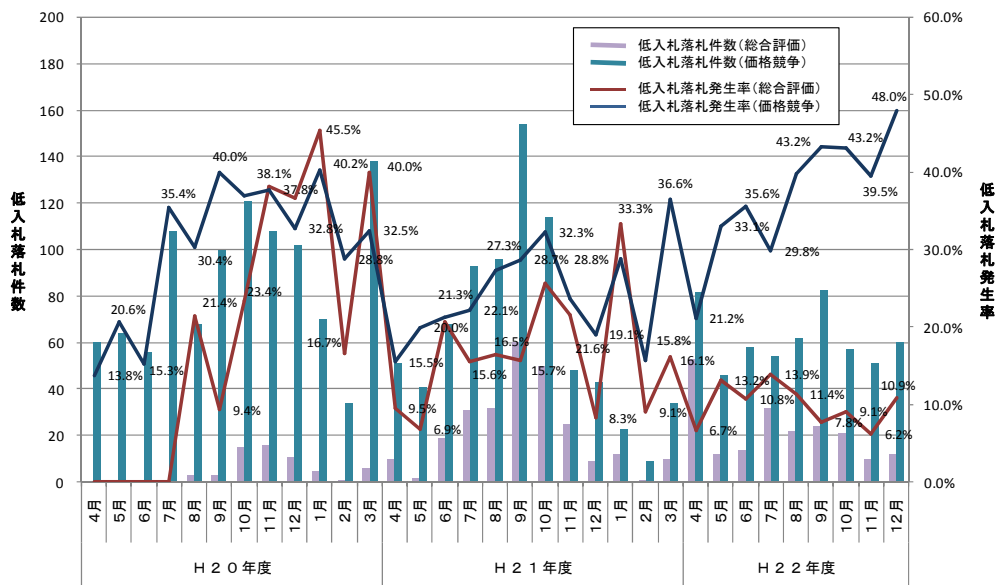


図 1 低入札落札の経年変化

結果を図 1 に示す。

総合評価落札方式、価格競争ともに、低入札落札件数、低入札落札発生率でみると、年度を通じて月変動があることが確認できる。そのため、次項の履行確実性評価の分析では、月変動の影響を除去するため、履行確実性評価の導入前後の時期に分割して分析を行うものとする。

(2) 履行確実性評価の効果分析

履行確実性評価は、平成 22 年 9 月には概ねの地方整備局で導入された。履行確実性評価の対象は、中国地方整備局では予定価格 1000 万円を超える業務、その他の地方整備局では予定価格 2000 万円を超える業務とさ

キーワード 調達、入札・契約、総合評価落札方式、技術力評価、履行確実性

連絡先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-12-1 (財)国土技術研究センター TEL : 03-4519-5005

れた。そこで、履行確実性評価の効果を分析するため、平成 21 年度及び 22 年度の総合評価落札方式の入札結果データを用いて、低入札応札者の割合及び低入札落札者の割合の比較分析を行うこととした。分析対象は、北海道開発局及び 8 地方整備局（沖縄総合事務局を除く）の土木関係建設コンサルタント業務とした。ただし発注者支援等業務・空港・港湾は除く。

分析は、履行確実性評価の導入前後の期間（4～8 月と 9～12 月）について、履行確実性評価の対象とされた予定価格 2000 万円を超える業務と、中国地方整備局以外では履行確実性評価の対象とされていない予定価格 1000 万円～2000 万円以下の業務の別に行った。ただし、予定価格 1000 万円～2000 万円以下の業務については、中国地方整備局のデータは除外した。

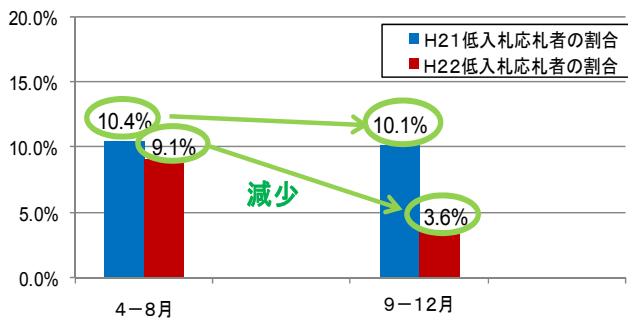


図 2 総合評価落札方式の低入札応札者の割合
(予定価格 2000 万円超)

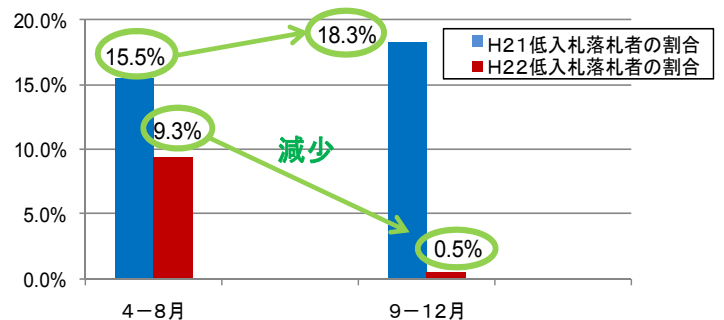


図 3 総合評価落札方式の低入札落札者の割合
(予定価格 2000 万円超)

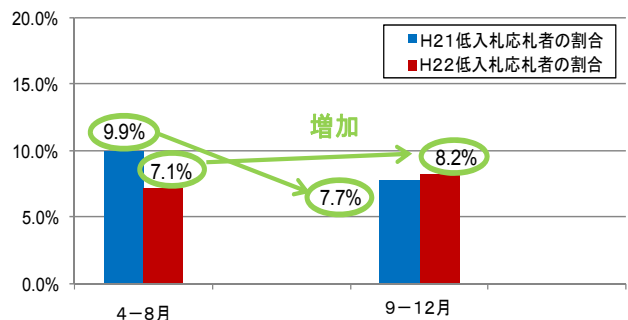


図 4 総合評価落札方式の低入札応札者の割合
(予定価格 1000 万円～2000 万円以下)

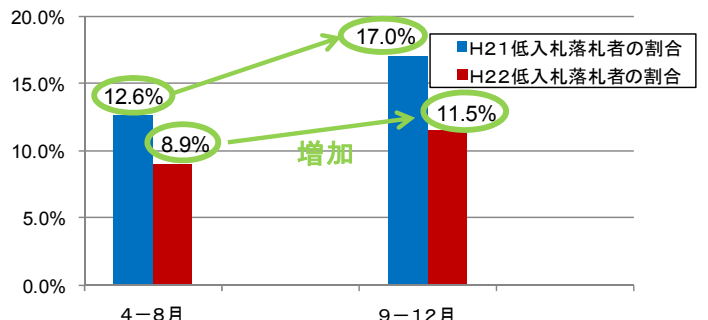


図 5 総合評価落札方式の低入札落札者の割合
(予定価格 1000 万円～2000 万円以下)

結果を図 2～5 に示す。履行確実性評価の対象とされた予定価格 2000 万円を超える業務について、平成 22 年度では、導入後（9～12 月）は、導入前（4～8 月）に比べ、低入札応札者の割合及び低入札落札者の割合とも大きく減少している。一方、履行確実性評価が導入されていない平成 21 年度では、9～12 月は、4～8 月に比べ、低入札落札者の割合は増加している。また、履行確実性評価の対象の有無に着目すると、履行確実性評価の対象とされていない予定価格 1000 万円～2000 万円以下の業務では、平成 22 年度では、履行確実性評価の導入後の 9～12 月は、導入前の 4～8 月に比べ、低入札応札者の割合、低入札落札者の割合ともに増加している。このように、履行確実性評価の対象業務においてのみ、低入札応札者の割合及び低入札落札者の割合に大幅な減少がみられたことから、履行確実性評価の導入は低入札の抑制に対して改善効果があると考えられる。

3. おわりに

平成 23 年度より、履行確実性評価の対象業務を予定価格が 2000 万円を超える業務から 1000 万円を超える業務に拡大することが予定されている。これにより、平成 22 年度に比べて総合評価落札方式による調達で履行確実性評価の対象業務の大幅増加が見込まれるところである。これら履行確実性評価の拡大による効果については、引き続きフォローアップを行う予定である。